

(健Ⅱ536F)

令和3年3月9日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

(公 印 省 略)

保険医療機関コード等が存在しない接種施設の V-SYS 上の取り扱いについて

今般、厚生労働省より、ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）において、保険医療機関コードまたは介護保険事業所コードが存在しない接種施設を登録する際の取り扱いについて、各都道府県衛生主管部（局）宛て別添の事務連絡がありましたのでご連絡申し上げます。

V-SYS においては、保険医療機関コード等によって医療機関等の存在確認をしていることから、保険医療機関コード等が存在しない接種施設については、V-SYS のシステム管理者が保険医療機関コード等に相当するコードを附番することとしています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び会員に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

保険医療機関コード等が存在しない接種施設のV-SYS上の取り扱いについて

ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）においては、保険医療機関コード又は介護保険事業所コード（介護老人保健施設及び介護医療院に限る。）（以下、「保険医療機関コード等」という。）が存在しない接種施設を登録する際には、下記のような取り扱いをいたします。本事務連絡の内容について、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

記

1 V-SYSにおいては、システムの受付時において入力いただいた保険医療機関コード等と厚生労働省において把握をしている保険医療機関コード等を突合することにより当該医療機関等の存在確認をしています。

また、当該保険医療機関コード等をV-SYSにおけるワクチンの配送や、接種実績報告のシステム上の管理等に活用する予定です。

このため、保険医療機関コード等が存在しない接種施設については、ワクチン接種契約受付システムの受付がなされず、V-SYSの運用上支障が生じることから、当該接種施設に対して、V-SYSのシステム管理者が保険医療機関コード等に相当するコードを付番して対応することとします。

2 具体的には、V-SYSのシステム管理者が新規に付番する接種施設は、以下のとおりとなります。（※）

①保健センター等、市町村が設置する接種施設であって保険医療機関コード等がないもの

②保健所等、都道府県が設置する接種施設であって保険医療機関コード等がないもの

③保険医療機関でない病院・診療所や地域医師会の施設等、都道府県・市町村以外の者が設置する接種施設であって、保険医療機関コード等がないもの

※ 都道府県庁・市役所庁舎等、接種を行うことを想定した施設ではないが、ワクチンを小分け配送する元として、便宜上基本型接種施設として取り扱われる施設であって保険医療機関コード等がないものについても、同様に取り扱う。

3 新規付番を行う際には、ワクチン接種契約受付システムの受付時等に、V-SYSのシステム管理者のサポートデスクへ、必要な情報（会場名、郵便番号、住所、電話番号、代表者、取り扱うワクチン等）を登録していただく必要がありますが、その手続きの開始時期や具体的な業務フロー等については、追って連絡（※）をいたします。

※ なお、「医療従事者等向け接種を実施するための新型コロナワクチンの出荷（第1弾）について」（令和3年2月19日事務連絡）でお示しした、3月1日の週及び3月8日の週のワクチン出荷に係る新規付番が必要な接種施設については、現在、都道府県からいただいた接種施設の情報をもとに、新規付番を行うことで対応中。

以上